

第24期第13回農業委員会総会

◇日 時 令和3年7月14日（水）午後2時00分

◇場 所 昭島市役所庁議室

◇出席委員 1番 谷部英治 2番 鈴木 実 3番 小町江津子 4番 石川光雄
5番 坂本 陽 6番 細井洋治 7番 高垣明枝 8番 篠 吉和
9番 指田貞芳 10番 木野篤志 11番 宮崎邦康 12番 清水幸治
13番 野島喜博

◇欠席委員

◇議事録署名委員 2番 鈴木 実 3番 小町江津子

◇事務局 薬袋事務局長 書記 石川

◇会議に付した事項 議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について
報告第1号 農地法第3条の規定による適格者証明について
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について（専決）
報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）

議 長 本日は、お忙しい中、また、暑い中ご出席賜りましてありがとうございます。これから、暑さも本格的になりますので体調には十分気を付けていただきますようにしてください。24期始まりまして7月でまる一年を迎えますがコロナ禍ということでなかなか集まる場がありませんが、ワクチン接種が進みコロナが沈静化する時には盛大に意見交換等開催したいと思います。また、6月に篠委員が昭島の経営者クラブの会長でございますけれど、この度東京都農業者経営クラブの会長に就任いたしました。これからもご指導ご鞭撻賜れば幸いです。特定生産緑地の申告期限が9月末でございます。地区委員につきましては、6月には未申請の方を訪問して意思確認をおこなっているところでございますが、12月には都市計画審議会で審議していただいて、来年の1月1日が告示でございます。みなさまにご理解いただきながら特定生産緑地制度に努力していきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 それでは、只今から、第13回農業委員会総会を開催します。本日の議事録署名委員の指名を致します。本日の議事録署名委員は2番 鈴木委員 3番 小町委員 を指名します。

議 長 これより本日の議事に入ります。
本日の総会議案は、
議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について (1件)
議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について (2件)
報告第1号 農地法第3条の規定による届出について（専決） (1件)
報告第2号 農地法第4条の規定による届出について（専決） (2件)
報告第3号 農地法第5条の規定による届出について（専決） (3件)

それでは、議案第1号 番号1 相続税の納税猶予に関する適格者証明書につい

て上程いたします。事務局より提案説明願います。

事務局長

はい、事務局。議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について上記の議案を次の通り提出する。令和3年7月14日 提出者昭島市農業委員会会長 谷部英治 番号1-1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積593㎡ 同じく地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積719㎡ 同じく地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積522㎡ 同じく地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積 880㎡。
番号1-2 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,020㎡ 同じく地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積747㎡ 同じく地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積704㎡ 同じく地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積707㎡ 面積合計5,892㎡ 被相続人は、■■■■ ■■■■ 相続人は、■■■■ ■■■■ 相続開始年月日は、令和2年12月6日 被相続人との続柄は、子でございます。宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。

議長

続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。
地区委員の10番 木野委員説明願います。

10番委員

はい、説明致します。
番号1-1 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、■■■■の■■■■さんと申請者です。調査年月日は、令和3年7月6日 立会いは、申請者、会長、職務代理、C班（指田委員、篠委員、木野委員、）です。土地の案内につきましては、■■■■信号から北に30m直進しY字路を右折し20m進んだ右側の農地です。農地の状況ですが、管理良好の多品種栽培農地でございます。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。春と夏はキャベツ、ナス、オクラ、トマト。秋と冬は、ニンジン、コマツナ、ホウレンソウ、カブです。出荷状況は、■■■■です。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は、特にありません。以上です。

番号1-2 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は叔父と申請者です。調査年月日は、令和3年7月6日 立会いは、申請者、会長、職務代理、C班です。土地の案内につきましては、■■■■信号を西に60m進み左側の農地です。農地の状況ですが、管理良好の多品種栽培農地でございます。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。春と夏はサツマイモ、ダイコン、トウモロコシ、ナス、エダマメ、ピーマン。秋と冬は、サツマイモ、ナス、ピーマン、ホウレンソウ、ダイコンです。出荷状況は、■■■■です。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は、特にありません。以上です。

議長

以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同

ありません。

議長

質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同

異議なし。

議長

ご異議ないものと認め、本件については、申請人に相続税の納税猶予に関する適格者証明書を交付します。

議 長 次に、議案第2号 番号1 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上程いたします。事務局より提案説明を願います。

事務局長 はい、事務局。議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上記の議案を次のとおり提出する。令和3年7月14日 提出者昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿田 現況畑 面積29㎡ 同じく地番■■■■ 登記簿田 現況畑 面積1,266㎡ 同じく地番■■■■ 登記簿田 現況畑 面積22㎡ 同じく地番■■■■ 登記簿田 現況畑 面積1,616㎡ 面積合計2,933㎡ 申請者は、■■■■ ■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間につきましては、平成30年6月30日から令和3年6月30日までとなっております。以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。

議 長 続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。地区委員の12番 清水委員説明願います。

12番委員 はい、説明致します。番号1 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者の長男です。調査年月日は、令和3年7月6日 立会い者は、会長、職務代理、C班です。過去3年間の労働日数は各年間100日。土地の案内につきましては、■■■■交差点を■■■■方面に約250m進み■■■■の信号を右折し約150m進み十字路を右折した南側の農地です。農地の状況ですが、三方を市道と用水に面した農地で、シソ2作、大根2作、ナス1作、トウモロコシ1作、ネギ4作、イモ4作、トマト10本、シシトウ10本栽培しておりました。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。春は、ネギ、カボチャ、赤シソ、インゲン、大根、夏は、キュウリ、ナス、トマト、ピーマン、枝豆、オクラ、秋は、白菜、大根、ホウレンソウ、冬は、サトイモ、ジャガイモの栽培です。出荷状況は■■■■です。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は、特にありません。以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議 長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ご異議ないものと認め、本件については、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議 長 次に、議案第2号 番号2 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上程致します。事務局より提案説明を願います。

事務局長 はい、事務局。議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上記の議案を次のとおり提出する。令和3年7月14日 提出者昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号2-1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑

面積1495.80㎡、同じく地番■■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積2,546㎡。
番号2-2 所在 ■■■■■ 地番■■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,199㎡、
同じく地番■■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積149㎡ 面積合計5,389.80㎡ 申
請人は、■■■■■ ■■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間につきまして
は、平成30年6月1日から令和3年6月30日までとなっております。備考につきま
しては平成12年8月14日付相続税納税猶予適格者証明を発行しております。以上
宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。

議 長 続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。
地区委員の6番 細井委員説明願います。

6番委員 はい、説明致します。
番号2-1 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な
耕作者は、申請者の息子です。調査年月日は令和3年7月6日 立会いは、
会長、職務代理、C班です。過去3年間の労働日数は各年間330日。土地の案内に
つきましては、■■■■■通り■■■■■交差点を北に360m進み、左折して150m進
み左折して68m進んだ右側の農地です。農地の状況ですが、地番■■■■■ ブロ
ッコリー、キャベツ、ハウレンソウを3/1づつ作付け現在は、収穫後全面耕運して
ありました。年間作付状況は、春は、トウモロコシ作付、夏は、トウモロコシ収
穫、秋は、ハウレンソウの作付、冬はハウレンソウ収穫。出荷状況は、■■■■
■■■■■、■■■■■です。納税猶予の説明は致しました。指摘事項は、特にありませ
ん。

番号2-2 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な
耕作者は、申請者の息子です。調査年月日は令和3年7月6日 立会いは、
会長、職務代理、C班です。過去3年間の労働日数は各年間330日。土地の案内に
つきましては、■■■■■交差点を北に270m進み、■■■■■ガードをくぐり、左折
して、50m進んだ右側の農地です。農地の状況ですが、地番■■■■■ エダマメ
10作作付けされていきました。年間作付状況は、春はサトイモ、キャベツ、ブロッ
コリー、夏は、サトイモ、キャベツ、ブロッコリー、秋は、サトイモ、キャベ
ツ、ブロッコリー、冬は、サトイモ、キャベツ、ブロッコリー。出荷状況は、■
■■■■■、■■■■■です。納税猶予の説明は致しました。指摘事項は、特にありませ
ん。
以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議 長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ござ
いませんか。

委員一同 異議なし。

事務局長 ご異議ないものと認め、本件については、引き続き農業経営を行っている旨の証
明書を交付します。

議 長 次に、報告第1号 番号1 農地法第3条の規定による届出について、事務局よ
り専決した内容の説明を願います。

事務局長 はい、事務局。報告第1号 農地法第3条の規定による届出について（専決）
番号1-1 所在 ■■■■■ 地番■■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積593㎡ 同じ

く地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積719㎡ 同じく地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積814㎡ 同じく地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積522㎡ 同じく地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積880㎡ 番号1-2 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,020㎡ 同じく地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積747㎡ 同じく地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積334㎡ 同じく地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積704㎡ 面積合計7,040㎡ 届出人は、■■■■ ■■■■ 届出理由は、相続 令和2年12月6日 ■■■■氏死亡のためでございます。
以上、宜しくお願い致します。

議長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。
10番 木野委員説明願います。

10番委員 はい、説明致します。
番号1-1 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明のあったとおりです。調査年月日は、令和3年7月6日 土地の案内につきましては、■■■■信号から北に30m進みY字路を右に20mほど進んだ右側の土地の南側です。農地の状況ですが、農地一面耕運済でした。周囲の状況ですが、東は、農地。南は、住宅。西は、駐車場・住宅。北は、道路です。その他特にありません。
番号1-2 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明のあったとおりです。調査年月日は、令和3年7月6日 土地の案内につきましては、■■■■信号を西に60m進んだ左側の土地です。農地の状況ですが、農地一面耕運済でした。周囲の状況ですが、東は、道路。南は、住宅。西は、畑。北は、道路です。その他特にありません。
以上です。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第3条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長 次に、報告第2号 番号1 農地法第4条の規定による届出について、事務局より専決した内容の説明をお願いします。

事務局長 はい、事務局。報告第2号 農地法第4条の規定による届出について（専決）番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況雑種地 面積118㎡ 届出人は、■■■■ ■■■■ 転用目的は、共同住宅です。
以上、宜しくお願い致します。

議長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。
地区委員の12番 清水委員説明願います。

12番委員 はい、説明します。
番号1 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。調査年月日は、令和3年7月12日 土地の案内につきましては、■■■■街道と■■■■通りの交差点から■■■■通りを■■■■方面に約200m進み■■■■から市道を左折し30m進んだ市道に面した東側の土地です。農地の状況は、雑草地です。周囲の状況は、東は、ブルーベリー畑。南は、住宅。西は、道路。北は、住宅です。転用事業の関連する特記事項は、特にありません。
以上です。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第2号 番号2 農地法第4条の規定による届出について、事務局より専決した内容の説明をお願いします。

事務局長 はい、事務局。報告第2号 農地法第4条の規定による届出について（専決）番号2 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積557㎡ 届出人は、■■■■ ■■■■ 転用目的は、駐車場です。以上、宜しくお願い致します。

議 長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。地区委員の8番 篠委員説明願います。

8番委員 はい、説明します。番号2 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。調査年月日は、令和3年7月7日 土地の案内につきましては、■■■■を線路沿いに■■■■方面に93m進み、■■■■踏切を左折し157m進んだ右側の土地です。農地の状況は、枯れた雑草地です。周囲の状況は、東は、道路。南は道路。西は、道路。北は、住宅、駐車場です。転用事業の関連する特記事項は、特にありません。以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第3号 番号1 農地法第5条の規定による届出について、事務局より専決した内容の説明をお願いします。

事務局長 はい、事務局。報告第3号 農地法第5条の規定による届出について（専決）番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積124㎡ 同じく地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積128㎡ 面積合計252㎡ 譲受人は、■■■■■■■■■■ 譲受人は、■■■■■ ■■■■■■ 転用目的は、所有権移転で分譲住宅でございます。以上、宜しくお願い致します。

議 長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。8番 篠委員説明願います。

8番委員 はい、説明致します。番号1 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。調査年月日は、令和3年7月7日 土地の案内につきましては、■■■■を線路沿いに■■■■方面に220m進み■■■■を左折し、北へ32m進み、右折して33m進んで左に21m進んだ左側の土地です。農地の状況ですが、売り物件の看板があり、2棟の新築建売住宅の基礎工事中です。周囲の状況ですが、東は、道路。南は、住宅。西は、住宅。北は、住宅です。転用事業に関連する特記事項は特にありません。以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第3号 番号2 農地法第5条の規定による届出について、事務局よ

り専決した内容の説明をお願いします。

事務局長

はい、事務局。報告第3号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
番号2 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積129㎡ 同じく
地番■■■■ 登記簿畑 現況公衆用道路 面積100㎡ 面積合計229㎡ 譲受人
は、■■■■ ■■■■ 譲渡人は、■■■■ ■■■■ 転用目的は、所有権
移転で自用住宅でございます。
以上、宜しくお願い致します。

議長

続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。
8番 篠委員説明願います。

8番委員

はい、説明致します。
番号2 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。調査
年月日は、令和3年7月7日 土地の案内につきましては、■■■■を線路沿い
に■■■■に93m進み■■■■踏切を左折し、北へ135m進んだ右側の土地で
す。農地の状況ですが、枯れた雑草地です。周囲の状況ですが、東は、雑草地。
南は、道路。西は、道路。北は、道路です。転用事業に関連する特記事項は特に
ありません。
以上です。

議長

以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報
告どおり了承願います。

議長

次に、報告第3号 番号3 農地法第5条の規定による届出について、事務局よ
り専決した内容の説明をお願いします。

事務局長

はい、事務局。報告第3号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
番号3 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積777㎡ 同じく
地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積265㎡ 面積合計1,042㎡ 譲受人は、■
■■■■ ■■■■ 譲渡人は、■■■■ ■■■■ 転用目的は、所有権移転で
分譲住宅でございます。
以上、宜しくお願い致します。

議長

続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。
12番 清水委員説明願います。

12番委員

はい、説明致します。
番号3 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。調査
年月日は、令和3年7月12日 土地の案内につきましては、■■■■交差点を■
■■■■方面へ約100m進み、■■■■の所の市道を左折し、■■■■方面へ80m
進んだ北側の土地です。農地の状況ですが、■■■■にビニールハウス2棟、栽
培している状況はありません。■■■■は雑草地です。周囲の状況ですが、■■
■■は、東は、住宅。南は、道路。西は、道路。北は、道路です。■■■■、東
は、道路。南は、道路。西は、農地。北は、住宅です。転用事業に関連する特記
事項は特にありません。
以上です。

議長

以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報
告どおり了承願います。

以上をもちまして、農業委員会総会を終了とさせていただきます。

議事録署名者		印
議長		
委員		
委員		